

## 福井県高等職業訓練促進給付金事業（県独自支援分）実施要綱

### 1 事業の目的

こども家庭庁の国庫補助事業である「ひとり親家庭高等職業訓練給付金等（以下、「国庫補助事業」という。）」について、ひとり親家庭の親が安心してキャリア形成のための資格取得等が行えるよう、本県独自に給付額を上乗せして支給することにより、生活の負担軽減を図り、ひとり親家庭の親の就職に有利となる資格取得等の推進を図ることを目的とする。

また、国庫補助事業では児童扶養手当受給者と同等の所得水準にある者（以下、「児童扶養手当対象者等」という。）を対象としているが、児童扶養手当対象者等以外にも、対象を拡大して支給することにより、ひとり親家庭の親のさらなるキャリアアップを推進し、ひとり親家庭の将来に渡って安定した生活基盤の形成を推進することを目的とする。

### 2 実施主体

この事業の実施主体は、福井県（以下「県」という。）とする。

### 3 給付金の種類

給付金の種類は次のとおりとする。

給付金の名称	給付金の内容
福井県高等職業訓練促進給付金 （町分・児童扶養手当対象者等）	国庫補助事業の対象者であって、福井県内の町に居住する者に福井県独自の高等職業訓練促進給付金を給付する事業
福井県高等職業訓練促進給付金 （市分・児童扶養手当対象者等）	国庫補助事業の対象者であって、福井県内の市に居住する者に福井県独自の高等職業訓練促進給付金を給付する事業
福井県高等職業訓練促進給付金 （市町分・児童扶養手当対象者等以外の者）	国庫補助事業の対象者外であって、福井県内の市町に居住する者に福井県独自の高等職業訓練促進給付金を給付する事業

### 4 対象者

3 給付金に記載の各給付金の対象者は、次のとおりとする。なお、令和8年4月1日以降に資格取得のために修業を開始した者を対象とする。

また、国庫補助事業の対象となる者については、国庫補助事業による給付を優先するものとする。

なお、この要綱において、「ひとり親家庭」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の母子家庭等とする。

給付金の名称	給付金の対象者
福井県高等職業訓練促進給付金 （町分・児童扶養手当対象者等）	（1）県内の町に住所を有するひとり親家庭の親（こどもが20歳に達する年度末までに修業を開始していること）。ただし、婚姻等によりひとり親家庭でなくなった場合は、当該事由

	<p>が生じた日の属する月までを補助対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(2) 国庫補助事業の要件を満たしている者であり、国庫補助を申請している者</li> <li>(3) 資格取得のために6か月以上修業し、資格取得が見込まれる者</li> <li>(4) 仕事または育児と修業の両立が困難な者</li> <li>(5) 申請の際に就業計画を提出できる者</li> <li>(6) 取得する資格等を活用して就職や登用形態転換等が行われ、その収入が家計を支える主な収入となる者</li> <li>(7) 資格取得後も福井県内で就職する意思がある者</li> <li>(8) 福井県の相談員の定期的な面談に対応できる者</li> <li>(9) 厚生労働省が実施する教育訓練支援給付金、職業訓練受講給付金を受けていない者</li> </ul>
<p>福井県高等職業訓練促進給付金 (市分・児童扶養手当対象者等)</p>	<p>(1) 県内の市に住所を有するひとり親家庭の親（こどもが20歳に達する年度末までに修業を開始していること）。ただし、婚姻等によりひとり親家庭でなくなった場合は、当該事由が生じた日の属する月までを補助対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(2) 国庫補助事業の要件を満たしている者であり、国庫補助を申請している者</li> <li>(3) 資格取得のために6か月以上修業し、資格取得が見込まれる者</li> <li>(4) 仕事または育児と修業の両立が困難な者</li> <li>(5) 申請の際に就業計画を提出できる者</li> <li>(6) 取得する資格等を活用して就職や登用形態転換等が行われ、その収入が家計を支える主な収入となる者</li> <li>(7) 資格取得後も福井県内で就職する意思がある者</li> <li>(8) 福井県の相談員の定期的な面談に対応できる者</li> <li>(9) 厚生労働省が実施する教育訓練支援給付金、職業訓練受講給付金を受けていない者</li> </ul>
<p>福井県高等職業訓練促進給付金 (市町分・児童扶養手当対象者等以外)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 県内の市町に住所を有するひとり親家庭の親（こどもが20歳に達する</li> </ul>

の者)	<p>年度末までに修業を開始していること)。ただし、婚姻等によりひとり親家庭でなくなった場合は、当該事由が生じた日の属する月までを補助対象とする。</p> <p>(2) 国庫補助事業の対象でない者</p> <p>(3) 資格取得のために6か月以上修業し、資格取得が見込まれる者</p> <p>(4) 仕事または育児と修業の両立が困難な者</p> <p>(5) 申請の際に就業計画を提出できる者</p> <p>(6) 取得する資格等を活用して就職や登用形態転換等が行われ、その収入が家計を支える主な収入となる者</p> <p>(7) 資格取得後も福井県内で就職する意思がある者</p> <p>(8) 福井県の相談員の定期的な面談に対応できる者</p> <p>(9) 厚生労働省が実施する教育訓練支給付金、職業訓練受講給付金を受けていない者</p>
-----	--

## 5 対象資格

(1) 対象資格は、就職の際に有利になるものであって、かつ養成機関において6月以上のカリキュラムの修業が予定されているもの(雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定講座を受講する場合には、情報関係の資格や講座)について、知事が地域の实情に応じて定めることとする。ただし、e-ラーニングのみの修業などは対象外とする(一部がe-ラーニングの場合は対象)。

### (2) 対象資格の例

看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生士、調理師、シスコシステムズ認定資格、LPI認定資格 等

## 6 支給期間

給付金の支給期間は次のとおりとする。

給付金の名称	支給期間
福井県高等職業訓練促進給付金 (町分・児童扶養手当対象者等)	<p>(1) 訓練促進給付金の支給の期間は、上記4の対象者が修業する期間に相当する期間(その期間が48月を超えるときは、48月)を超えない期間とする。</p> <p>(2) 訓練促進給付金の支給を受け、准看</p>

福井県高等職業訓練促進給付金 (市分・児童扶養手当対象者等)	護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合には、通算48月を超えない範囲で支給するものとする。 (3) 訓練促進給付金は、月を単位として支給するものとし、申請のあった日の属する月から始め、支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わるものとする。
福井県高等職業訓練促進給付金 (市町分・児童扶養手当対象者等以外の者)	

## 7 支給額

給付金の支給額は次のとおりとする。

給付金の名称	支給期間
福井県高等職業訓練促進給付金 (町分・児童扶養手当対象者等)	(1) 市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する退職手当等に係る所得割を除く。以下同じ。)が課されない者(市町村(特別区を含む。)の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者及び母子家庭自立支援給付金および父子家庭自立支援給付金に係る所得がないものとした場合に当該市町村民税が課されないこととなる者を含む) <b>【支給額】</b> 基本分 月額50,000円 こども加算 扶養するこども1人あたり 月額15,000円 (2) (1)に掲げる者以外の者 <b>【支給額】</b> 基本分 月額79,500円 こども加算 扶養するこども1人あたり 月額15,000円 ※扶養するこどもは、年齢は問わない。
福井県高等職業訓練促進給付金 (市分・児童扶養手当対象者等)	

福井県高等職業訓練促進給付金 (市町分・児童扶養手当対象者等以外 の者)	<b>【支給額】</b> 基本分 月額150,000円 こども加算 扶養するこども1人あたり 月額15,000円 ※扶養するこどもは、年齢は問わない。
--	---

## 8 事前相談の実施

- (1) 知事は、養成機関において6月以上のカリキュラムを修業することを予定するひとり親家庭の親を対象として、受給相談会を実施し、受給希望者の事前把握に努めるものとする。
- (2) 事前相談においては、当該ひとり親家庭の親の資格取得への意欲や能力、当該資格の取得見込み等を的確に把握し、審査するものとする。
- (3) 本事業は、給付金の支給を行うことにより、生活の経済的負担の軽減を図り、もって資格取得を容易にするものであることから、生活状況について聴取するなど、支給の必要性について十分把握することとする。なお、その際には、プライバシーに配慮するものとする。

## 9 申請先

受給者は、10給付の支給等(1)支給の申請について、必要となる書類等を県(ひとり親家庭支援担当課)に提出するものとする。

## 10 給付金の支給等

### (1) 支給の申請

ア 給付金の支給を受けようとする者は、知事に対して、毎年度、別紙様式1「福井県高等職業訓練促進給付金支給申請書」(以下、「支給申請書」という。)を提出しなければならない。

なお、給付金の支給申請は、修業を開始した日以後に行うことができるものとする。

イ 支給申請書の提出に際しては、次の書類を添付しなければならない。ただし、市や県が実施する国庫補助事業により提出している場合は、添付書類を省略して差し支えない。

給付金の名称	添付資料
福井県高等職業訓練促進給付金 (町分・児童扶養手当対象者等)	(1) 別紙様式2「福井県高等職業訓練促進給付金就業計画書」
福井県高等職業訓練促進給付金 (市分・児童扶養手当対象者等)	(1) 市の国庫補助事業の支給決定通知書の写し (2) 別紙様式2「福井県高等職業訓練促進給付金就業計画書」 (3) 別紙様式3「情報提供同意書」
福井県高等職業訓練促進給付金 (市町分・児童扶養手当対象者等以外 の者)	(1) 当該対象者およびその扶養している児童の戸籍謄本または抄本およびこれらの者の属する世帯全員の住民票

	<p>の写し</p> <p>(2) 別紙様式2「福井県高等職業訓練促進給付金就業計画書」</p> <p>(3) 入校（入所）証明書等 支給申請時に修業している養成機関の長が証明する在籍を証明する書類</p>
--	---

(2) 支給の決定

知事は、支給申請があった場合には、ひとり親家庭の親が支給要件に該当しているかを審査した後、支給の可否を決定し、別紙様式4「福井県高等職業訓練促進給付金支給決定通知書」により、ひとり親家庭の親に対して通知するものとする。

なお、知事は、受給要件の審査にあたっては、申請者および母子父子自立支援員等の意見を聞いた上で、その緊急性や必要性について考慮するものとする。

(3) 給付金の支給

受給者は、別紙様式5「福井県高等職業訓練促進給付金交付請求書」を知事に提出するものとする。知事は、請求書を確認のうえ、月ごとに給付金を支給するものとする。

1.1 修業期間中の受給者の状況の確認等

(1) 修業期間中の在籍状況の確認等

ア 知事は、訓練促進給付金の支給を受けている対象者（以下「受給者」という。）に対し、毎月、在籍証明書の提出または出席状況の報告を求めることにより、当該受給者の養成機関の在籍状況等を確認するほか、定期的に修得単位証明書の提出を求めることとする。ただし、国庫補助事業の給付を受けている者については、県が国庫補助事業の給付を行っている自治体に確認することをもって確認したものとする。

イ 修業期間中において、概ね月に1回程度、アで提出する資料の確認に合わせ、県の相談員による面談を実施するものとする。なお、面談の実施方法は、対面による面談やオンラインによる面談、または電話による面談など個々の対象者の状況に応じて実施するものとする。

ウ 知事は、受給者に対し、アの他、給付金の支給に関して必要と認める報告等を求めることができるものとする。

(2) 受給資格喪失の届出等

受給者は、ひとり家庭の親でなくなったこと、県内に住所を有しなくなったこと、修業を取りやめたこと等により支給要件に該当しなくなったとき又は当該受給者もしくは当該受給者と同一の世帯に属する者（当該受給者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該受給者と生計を同じくする者を含む。）に係る市町村民税の課税の状況が変わった時もしくは世帯を構成する者（当該受給者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該受給者と生計を同じくする者を含む。）に異動があったときは、やむを得ない事由がある時を除き、別紙様式6「福井県高等職業訓練促進給付金受給資格喪失届」を14日

以内に、知事に提出しなければならない。

このため、事前相談や支給決定通知に際しては、対象者に対して、その旨周知するものとする。

#### 1.2 支給決定の取消

知事は、受給者が支給要件に該当しなくなったときは、その支給決定を取り消し、別紙様式6「福井県高等職業訓練促進給付金等受給資格喪失通知書」により当該受給者に通知するものとする。

#### 1.3 訓練修了の報告

(1) 受給者は、別紙様式4「福井県高等職業訓練促進費等支給決定通知書」の修業期間が終了したときは、別紙様式8「高等職業訓練修了報告書」を1月以内に知事に提出しなければならない。ただし、国庫補助事業の対象者については国庫補助事業による報告書の提出をもって提出があったものとする。

(2) 高等職業訓練修了報告書の提出に際しては、次の書類を添付しなければならない。

・修了証明書等

支給申請時に修業している養成機関の長がその施設の修了認定基準により修業者の訓練の修了を認める書類

#### 1.4 関係機関との連携等

(1) 県は、資格取得養成機関、就労関係機関、母子・父子自立支援員、母子・父子自立支援プログラム策定員等と密接な連携を図りながら、必要に応じて受講勧奨を行うなどひとり親家庭の親の就業を支援するものとする。また、制度について広報等を活用して周知を図るものとする。

(2) 国庫補助事業の対象者については、申請等にかかる手続きや出席状況等の確認にかかる申請者の負担軽減を図る観点から、県は、随時、市に対し情報提供を求めるものとする。

#### 1.5 その他

この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は別に定める。

#### 附則

この要綱は、令和7年11月11日から施行する。

## 別紙様式 1

## 福井県高等職業訓練促進給付金 支給申請書（新規・継続）

福井県知事

様

令和 年 月 日

申請者氏名

福井県高等職業訓練促進給付金の支給を受けたいので下記により申請します。

※いずれかに○をつけること。

①氏名	フリガナ		生年 月日	昭和・平成・令和 年 月 日生 ( 歳)	
②住所	(〒 - )			電話 ( )	
③支給区分	<input type="checkbox"/> 福井県高等職業訓練促進給付金（町分・児童扶養手当対象者等） <input type="checkbox"/> 福井県高等職業訓練促進給付金（市分・児童扶養手当対象者等） <input type="checkbox"/> 福井県高等職業訓練促進給付金（市町分・児童扶養手当対象等以外の者）				
④国庫事業の支給の有無	国庫補助事業の高等職業訓練促進給付金の受給を受けている。 <input type="checkbox"/> 受けている ・ <input type="checkbox"/> 受けていない				
⑤過去の受給の有無	過去に福井県の高等職業訓練促進給付金を受けたことが（ <input type="checkbox"/> ある ・ <input type="checkbox"/> ない）				
⑥養成 機関お よび修 業内容 について	養成機 関名				
	住所	(〒 - )			電話
	修業期 間	令和 年 月 日～令和 年 月 日			養成区分 昼間 ・ 夜間
	修業にか かる資格	看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・その他 ( )			
⑦希望する支払金 融機関	金融機関名	口座の種類 普通・当座・その他			
	支店名	口座番号			
	口座名義（フリガナ）				
⑧児童扶養手当の受給の有無	児童扶養手当を 受給している ・ 受給していない				
⑨扶養している児 童の氏名・生年月日	児童氏名		生年月日	年 月 日	
	児童氏名		生年月日	年 月 日	
	児童氏名		生年月日	年 月 日	

(注意)

継続申請の場合は、⑤～⑦についての記入を省略することができます。

裏面（福井県高等職業訓練促進給付金 支給申請書）

（添付書類）

支給申請書の提出に際しては、次の書類を添付しなければならない。

ただし、市や県が実施する国庫補助事業により提出している場合は、添付書類を省略して差し支えない。

給付金の名称	添付資料
福井県高等職業訓練促進給付金 （町分・児童扶養手当対象者等）	（１）別紙様式２「福井県高等職業訓練促進給付金就業計画書」
福井県高等職業訓練促進給付金 （市分・児童扶養手当対象者等）	（１）市の国庫補助事業の支給決定通知書の写し （２）別紙様式２「福井県高等職業訓練促進給付金就業計画書」 （３）別紙様式３「情報提供同意書」
福井県高等職業訓練促進給付金 （市町分・児童扶養手当対象者等以外の者）	（１）当該対象者およびその扶養している児童の戸籍謄本または抄本およびこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し （２）別紙様式２「福井県高等職業訓練促進給付金就業計画書」 （３）入校（入所）証明書等 支給申請時に修業している養成機関の長が証明する在籍を証明する書類

別紙様式 2

福井県高等職業訓練促進給付金 就業計画書

令和 年 月 日

福井県知事

様

申請者氏名

福井県高等職業訓練促進給付金の支給を受けたいので下記により就業計画を提出します。

①氏名	フリガナ	生年 月日	昭和・平成・令和 年 月 日生 ( 歳)
②住所	(〒 - )		電話 ( )
③給付金を申請した理由			
④現在の就業状況・年収	就業状況 [ ] 年収 [ 万円 ]		
⑤今後、目指したい就業状況			
⑥取得したい資格等と時期	資格等名 [ ] 取得予定年月日 年 月 日		
⑦就職したい業種等と時期、地域	資格等名 [ ] 就職予定年月日 年 月 日 地域 [ ]		
⑧資格取得に際しての課題や問題点と解決に向けての考え方			
⑨就職に際しての課題や問題点と解決に向けての考え方			

別紙様式 3

情報提供同意書

私は、福井県高等職業訓練促進給付金の交付を福井県に申請するにあたり、国庫補助事業の高等職業訓練促進給付金を申請している市が、福井県児童家庭課に対し、私の高等職業訓練促進給付金（国庫補助事業）に関する情報を提供することに同意します。

令和 年 月 日

(住所)

(氏名)

福井県知事 様

※情報提供に関する確認事項

本同意書に基づき提供された情報は、福井県が実施する福井県高等職業訓練促進給付金の交付事務以外には使用いたしません。

## 別紙様式 4

福井県指令児第 号

## 福井県高等職業訓練促進給付金 支給決定通知書

①氏名	フリガナ	生年 月日	昭和・平成・令和 年 月 日生 ( 歳)
②住所	(〒 - )	電話 ( )	
③養成 機関お よび修 業内容 について	養成 機関名		
	住所	(〒 - )	電話
	修業 期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日	養成区分 昼間 ・ 夜間
	修業に かかる 資格	看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・その他 ( )	
④支給決定額	基本額	円	
	こども加算	円	
	月額合計	円	
⑤支給期間	令和 年 月 ～ 令和 年 月		
⑥振込日および 金融機関	振込日	令和 年 月 日 予定	
	金融機関名	口座の種類	
	支店名	口座番号	
	名義		

さきに提出された福井県高等職業訓練促進給付金支給申請書に基づき審査したところ上記のとおり決定したので通知します。

令和 年 月 日

様

福井県知事

別紙様式 5

令和 年 月 日

福井県知事 様

住 所  
氏 名

高等職業訓練促進給付金 交付請求書  
(令和 年 月分)

令和 年 月 日付け福井県指令児第 号で支給決定の通知があったみだしの補助金  
円を交付されるよう請求します。

振込口座

〇〇銀行 〇〇支店

普通・当座 〇〇〇〇〇〇〇

口座名義人 〇〇 〇〇

別紙様式 6

福井県高等職業訓練促進給付金 受給資格喪失届

令和 年 月 日

福井県知事 様

①受給資格者番号			
②氏名	フリガナ	生年	昭和・平成・令和 年
		月日	月 日生 ( 歳)
③住所	(〒 - )		電話 ( )
④受給資格が なくなった理由	ア 法第17条の配偶者のない者でなくなったため イ 県内に住所を有しなくなったため ウ 養成機関への修業を取りやめたため エ その他 ( )		
⑤理由が発生 した日	令和 年 月 日		
上記のとおり、福井県高等職業訓練促進給付金を受ける資格がなくなりましたので届け出ます。  <p style="text-align: center;">氏名</p>			

## 別紙様式 7

福井県指令児第 号

## 福井県高等職業訓練促進給付金 受給資格喪失通知書

①受給資格者番号			
②氏名	フリガナ	生年	昭和・平成・令和 年
		月日	月 日生 ( 歳)
③住所	(〒 - )		電話 ( )
④受給資格がなくなった理由	ア 法第17条の配偶者のない者でなくなったため イ 県内に住所を有しなくなったため ウ 養成機関への修業を取りやめたため エ その他 ( )		
⑤理由が発生した日	令和 年 月 日		
⑥支給決定月	さきに決定した支給月について、資格喪失により次のとおり変更する。 変更前 令和 年 月 ～ 令和 年 月 変更後 令和 年 月 ～ 令和 年 月		

さきに提出のありました福井県高等職業訓練促進給付金受給資格喪失届を審査したところ上記のとおり決定したので通知します。

令和 年 月 日

様

福井県知事

別紙様式 8

高等職業訓練 修了報告書

令和 年 月 日

福井県知事 様

①受給資格者番号			
②氏名	フリガナ	生年 月日	昭和・平成・令和 年 月 日生 ( 歳)
③住所	(〒 - )		電話 ( )
④高等職業訓練促進給付金を活用して修業した期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで		
上記のとおり、福井県高等職業訓練促進給付金を受け修業していた期間が修了したので報告します。  氏名 印			
上記のとおり、相違ありません。  学校長 氏名 印			